

税務課からのお知らせ

～確定申告に向けて準備を～

2月16日から確定申告の受け付けがはじまります。

そこで今回は医療費控除の申告方法の変更と、特定の医薬品購入に対する新しい税制「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」を中心にご案内します。

- 👍 Point ①医療費控除の申告方法が変わります
- 👍 Point ②事業主の方へ 給与所得控除額変更について 市道民税特別徴収について
- 👍 Point ③給与所得の源泉徴収等の法定調書提出について

👍 Point ① 医療費控除の申告方法が変わります

平成29年分申告から医療費控除の申告方法に変更があります。

医療費の領収書の提出が不要に

平成29年分の申告から領収書添付が不要となりました。代わりに「医療費の明細書」の添付が必要となります。また、医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を医療費の明細書として添付することも可能です。

医療費の領収書は、税務署などが提示または提出を求める場合があるので、申告から5年間は保管しておいてください。

新たに制定された医療費控除

新たに制定されたセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の保持増進および疾病の予防のため一定の取り組みを行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を共にする親族のために特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合に所得控除を受けられる制度です。

※特定一般用医薬品等購入費とは、

医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアなどで購入できるOTTC医薬品（医師の処方せんなしで購入できる一般用医薬品）に転用された医薬品（スイッチOTTC医薬品）の購入費をいいます。

《一定の取り組みとは？》

- ① 保険者が実施する健康診査
 - ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査
 - ③ 予防接種
 - ④ 勤務先で実施する定期健康診断
 - ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、特定保健指導
 - ⑥ 市区町村が健康増進事業として実施するがん検診
- なお、申告される方が「一定の取り組み」を行っていることが要件であるため、申告される方がこれらの取り組みを行っていない場合は、控除対象外となります。

《対象となる医薬品は？》

本税制の対象となる商品は、医師の処方せんなしにドラッグストアなどで購入できる医薬品のうち、「特定のOTTC医薬品（スイッチOTTC医薬品）」です。購入時のレシートに、本税制の対象である旨が表示（しるしやマーク等）されていますのでご確認ください。

スイッチOTTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ウェブサイトで確認できます。

その他、一部の製品については、対象医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マーク（下図）が掲載されています。

《控除額や手続きは？》

本税制による医療費控除の金額は、実際に支払ったスイッチOTTC医薬品の合計額から1万2000円を差し引いた金額（最高8万8000円）です。この控除を受けるためには、確定申告または市道民税の申告が必要です。

通常の申告に必要な書類のほかに、本税制の「①明細書」を添付し、「②定期健康診断等を受けたことを証明する書類（結果通知表、領収書等）」を添付または提示する必要があります。（スイッチOTTC医薬品の領収書についても従来の医療費控除と同様、5年間の保存義務があり、税務署などから求められた際には提出または提示する必要があります。）

なお、従来の医療費控除との併用や、更正の請求や修正申告での医療費控除への変更はできません。

※医療費控除およびセルフメディケーション税制の申告にあたり、平成29年分から平成31年分までの申告については、領収書などの添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション
税 控除 対象

Point ②

事業主の方へ

給与所得控除額変更について

平成29年分の給与所得控除額は左記のように変更になりますのでご注意ください。それ以外の部分は平成28年分所得控除額と同様です

<給与所得控除額の変更点>

	給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払額)	給与所得控除額
平成28年分	1,000万円超 1,200万円以下	収入金額×5% +170万円
	1,200万円超	230万円
↓		
平成29年分	1,000万円超	220万円

市・道民税特別徴収について

従業員が自分自身で年4回(おおむね、6月・8月・10月・翌年1月の末日)4分の1ずつを市町村に納付する普通徴収に対し、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同

じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月、従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて納入する徴収方法を特別徴収といいます。

地方税法や網走市税条例により、原則として全ての事業所が特別徴収をすることになっています

《特別徴収のメリットは?》

〔従業員〕

・毎月給与から天引きされるため、納め忘れがありません。

・金融機関に向く手間を省くことができます。

・1回あたりの納付額が少なくなります。

〔事業所〕

・市町村が個人住民税の計算を行うので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

・従業員が常時10人未満の事業所は年間の納期を2回にすることができます。

特別徴収を始めるには届け出が必要ですが、詳しくは、税務課市民税係へお問い合わせください



Point ③ 平成29年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書提出について

平成29年分給与所得の源泉徴収票等法定調書の提出期限は平成30年1月31日(水)です。必ず期限内に提出してください。なお、マイナンバーの記載も必要です。

■法定調書などの提出先

●法定調書合計表・源泉徴収票・支払調書＝網走税務署

書面による提出のほか、インターネットを利用したe-Tax(国税電子申告・納税システム)でも提出することができます。e-Taxの詳細は国税庁ウェブサイトをご覧ください。網走税務署(管理運営・徴収部門)へお問い合わせください。

なお、給与・公的年金などの支払いをする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成29年1月以降eLTAXを利用し、支払報告書と源泉徴収票を一括で作成し、該当の提出先へ一括して提出することが可能となりました。

問い合わせ先/網走税務署 管理運営・徴収部門 ☎(0152) 55-1013

●退職所得の特別徴収票・給与支払報告書(総括表と個人別明細書)＝網走市役所

書面による提出のほか、インターネットを利用したeLTAX(地方税ポータルシステム)でも提出することができます。なお、eLTAXのサービスを利用するには、事前にパソコン環境の準備や利用者IDの取得、必要に応じて電子証明書の取得など所定の手続きが必要です。手続きや操作などの詳しくは、eLTAXを運用している社団法人地方税電子化協議会サポートデスク(一般電話からは0570-081459、IP電話からは03-5500-7010)へお問い合わせください。

問い合わせ先/網走市役所 税務課市民税係(内線261・277)